

令和4年6月30日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

総務委員長 高 谷 真一朗

### 総務委員会審査報告書

本委員会に付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

#### 記

#### ○ 委員会開会月日

- (1) 令和4年5月16日
- (2) 令和4年6月17日
- (3) 令和4年6月20日
- (4) 令和4年6月30日

#### ○ 付託案件及び審査のてんまつ

##### 1 議案第31号 令和4年度三鷹市一般会計補正予算（第2号）

この議案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,864万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ760億8,688万3,000円とするとともに、債務負担行為の補正を行うため、提案されたものであります。

本件審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当先の考え方と吉村昭書齋（仮称）移築整備事業費寄附金に係る目標額の達成見通し等について
- ・「吉村昭書齋（仮称）」移築整備工事の実施に係る事業費の総額と交流の場としての機能確保及び施設の運営方法等について
- ・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の給付に係る給付要件の考え方、介護・障がい福祉サービス等事業所への食材費・光熱費等の高騰に伴う支

援に係る事業者への周知、オンラインツールを活用した介護予防・フレイル予防活動の推進に係る自主グループ化の状況、保育士等の処遇改善に係る市独自の上乗せの検討、保育施設等への食材費・光熱費等の高騰に伴う支援に係る給付額の算出方法等について

- ・ 休日診療所・休日調剤薬局等の一体的整備に係る地耐力を満たしていないことが判明した経緯、自宅療養者等への支援の継続に係る相談受付件数より申請数が多い理由、子宮頸がん予防ワクチン任意接種者への償還払いに係る本市における副反応被害の状況等について
- ・ 農家への肥料購入費用の支援に係る他市の取組状況、農家への施設栽培用設備の燃料費の支援に係る補助対象経費の考え方等について
- ・ 公衆浴場事業者への支援の在り方、中小企業等への特別給付金の給付に係る不正受給防止の取組等について
- ・ 市立小・中学校における学校給食の食材費高騰分の支援に係るさらなる物価高騰への対応、文化プログラム・学校連携事業の実施に係る対象校の選定方法、体育健康教育推進校事業の実施に係る他校への効果の普及の考え方、市立小・中学校の児童・生徒1人1台タブレット端末のさらなる利活用に向けた支援に係るこれまでに現場から寄せられた声の反映等について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・ 令和4年度基金運用計画
- ・ 「吉村昭書斎（仮称）」移築整備工事の実施について
- ・ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の給付について
- ・ 介護・障がい福祉サービス等事業所への食材費・光熱費等の高騰に伴う支援について
- ・ オンラインツールを活用した介護予防・フレイル予防活動の推進について
- ・ 保育施設等への食材費・光熱費等の高騰に伴う支援について
- ・ 休日診療所・休日調剤薬局等の一体的整備に係る地盤補強の実施について
- ・ 自宅療養者等への支援の継続について
- ・ 農家への肥料購入費用の支援について
- ・ 農家への施設栽培用設備の燃料費の支援について
- ・ 公衆浴場事業者への支援について
- ・ 中小企業等への特別給付金の給付について
- ・ 市立小・中学校における学校給食の食材費高騰分の支援について
- ・ 文化プログラム・学校連携事業の実施について
- ・ 体育健康教育推進校事業の実施について

- ・ 市立小・中学校の児童・生徒 1 人 1 台タブレット端末の更なる利活用に向けた支援について

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、議案第31号について討論に入りましたが、その過程で大要次のような意見が述べられました。

#### 〔反対討論〕

##### (1) 野村羊子委員（いのちが大事）

吉村昭書齋について、今後の運営について三鷹市スポーツと文化財団と協議するとしている。指定管理が前提なのかという問いについては、今後選定委員会で決定し、議決を得るものとの答弁があった。三鷹市の文化施設を専ら指定管理しているとはいえ、それが前提で協議するのでは指定管理の趣旨にもとる。きちんと公募し、吉村昭書齋として価値を生かし、市民に活用される施設とすべく、本来の趣旨にのっとり、指定管理者を公募した上で、管理運営されていくべきだと考える。

生活困窮者自立支援金は、限定された範囲の中での支援給付でしかない。やった感を見せるだけの政治的な一時的ばらまきと言わざるを得ないものである。真の困窮者自立支援となっておらず、安易な継続は問題である。低所得者への廉価で安定的な住宅提供、ブラックではない公共事業的な、安定的な雇用創出等、抜本的な支援策を政府に求めるものである。また、貸付けによる支援策しかなく、将来に不安を覚える多くの市民に対する救済制度の創設も必要と考える。延長、延長で振り回される現場の担当者の徒労感は、察するに余りあるものである。

HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチンの接種の積極的勧奨は認められない。被害が多発したことを受けて勧奨中止したはずが、ワクチンの薬剤が改善されているわけでもなく、全く同じものが再度使用されることには、予防接種行政の闇を感じる。市が薬害についての知識を正しく持ち、副反応被害に対しての情報を、もっときちっと提供すべきである。被害は既に出ている。たまたま三鷹市民にはいないだけである。そのことを自覚して、多くの若い、将来ある市民を危険にさらすことがないようにすべきである。

保育園、学校の給食費については、適正な時期に見直すことを検討するという値上げに対して含みを持たせた回答があった。利用者負担を増額することは認められない。政府に対して日常的食品の値上げ防止策を抜本的に取ることを要望すべきである。

4月26日の閣議決定を受けての交付金に対して、機動的に対応していることは

評価できるが、政府の対応そのものがその場しのぎの対症療法であり、多くの問題があることから、本補正予算に反対する。

〔賛成討論〕

(1) 栗原けんじ委員（日本共産党三鷹市議会議員団）

本補正予算は、急激に進んでいる物価高騰の中で、厳しい状況に置かれている各分野の支援を行うためのものが中心だが、その支援策は国や都の決めた施策に限定されている。物価高騰に苦しめられている経済的弱者や中小事業者のみならず、全ての市民を対象とした物価高騰対策としての支援策が求められている。しかし、本補正予算にその施策はない。

国や都の支援策に加え、市独自の全市民を対象にした支援策が求められており、基礎的自治体としての存在意義が問われている。

電気代、ガス代を含む公共料金の負担軽減施策や市独自の紙ベースの生活必需品の購入利用券の配付など、市独自の全市民を対象としたさらなる支援策が必要であることを指摘し、今後検討して実施することを求め、本補正予算に賛成する。

以上の討論の後、議案第31号について採決いたしました結果、本件については、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

2 議案第26号 三鷹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

この議案は、心身障害者の医療費の助成に関する事務を独自利用事務に加えることに伴い、利用する特定個人情報を一部追加するため、提案されたものであります。

本件の審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・本条例改正を行うこととした理由と他市における条例改正状況について
- ・本条例改正により利用可能となる特定個人情報と本条例改正を行わなかった場合における市民への影響について
- ・本条例改正に当たり三鷹市個人情報保護委員会に諮問しなかった理由と特定個人情報保護に係るセキュリティー確保の取組について
- ・心身障害者医療費助成の申請手続におけるマイナンバーカードの要否と自身の特定個人情報利用状況の把握方法等について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・三鷹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- ・三鷹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表
- ・三鷹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（案）  
（抄）新旧対照表

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、議案第26号について討論に入りましたが、その過程で大要次のような意見が述べられました。

#### 〔反対討論〕

##### (1) 栗原けんじ委員（日本共産党三鷹市議会議員団）

本議案は、心身障がい者の医療費助成に関する事務、マル障の事務を個人番号制度の独自利用事務に加えて個人番号制度にひもづけるものである。本条例提案に当たり、市の個人情報保護委員会において本条例が報告も審議もされなかったことは問題である。対象者の申請時の利便性が増すとのことだが、一方で極めてセンシティブな個人情報に関わるものであり、個人情報の保護は必須である。

個人番号制度において、マイナンバーカードを作らなければ、本人は本人の個人情報の利用について確認することが困難な状況にある。個人番号制度の活用対象項目を増やせば増やすほど、個人番号制度への個人情報の集積が高まり、個人情報の安全性が脅かされることにつながる。

マル障の事業の個人情報の保護を最優先に考え、個人番号制度に反対する立場から、本議案に反対する。

##### (2) 野村羊子委員（いのちが大事）

本議案審査に当たり市側から提出された総務委員会審査参考資料には、三鷹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正理由について、次のように記述されている。

「マル障の事務については、準ずる法定事務（特別障害者手当の支給等）で利用可能な情報だけでは必要な情報が得られなかったため、独自利用事務としていなかった。ただし、国の個人情報保護委員会が承認した情報については、独自利用が可能となる。今般、マル障の実施主体である東京都が国の個人情報保護委員会に要望し必要な情報についての利用が認められたため、実際に事務を行う市区町村において、マル障事務を独自利用事務に追加することとなった。」と。

本条例改正に当たり、三鷹市個人情報保護委員会に、本件について当然諮問すべきであったが、それを怠っている。さらに、同委員会に報告すらしていない。市民の個人情報を保護し、もって市民の人権擁護に努めるべき三鷹市個人情報保護委員会を軽視していると言わざるを得ない。

本来、三鷹市個人情報保護委員会に対して所定の手続を取った上で、条例改正を提案すべきものである。東京都が手続を取り、国の個人情報保護委員会が承認したことをもって条例改正するのでは、自治権が発揮されていないということになる。

今後、前述のような理由があれば、他の案件についても三鷹市個人情報保護委員会に諮問することなく、個人情報を他者に提供することが可能になり、何のために三鷹市個人情報保護委員会が存在するのか、その存在意義を失いかねない。三鷹市が培ってきた個人情報保護の精神がないがしろにされている。

また、審査過程で、自分のマイナンバーがどのように使われたか知ることが、マイナンバーカードがなければできない旨の答弁があった。看過できない事態である。マイナンバーカードがなければ申請が困難になり、マイナンバーカードの取得の強制につながる恐れもある。

よって、本議案に反対する。

以上の討論の後、議案第26号について採決いたしました結果、本件については、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

### 3 議案第27号 三鷹市市税条例等の一部を改正する条例

この議案は、地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税関係について住宅借入金等特別税額控除の特例の適用期限の延長等を行うとともに、固定資産税関係等について省エネ改修を行った既存住宅に係る固定資産税の減額措置の対象工事の拡充及び登記事項証明書におけるDV被害者等の住所の取扱いを踏まえた対応を行うほか、規定を整備するため、提案されたものであります。

本件審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・住宅借入金等特別税額控除の特例の適用期限を4年延長することとした背景及びこれまでの実績と今後の見込みについて
- ・給与所得者の扶養控除等申告書等の記載事項の見直しの内容と目的及び本市財政への影響について
- ・上場株式等の配当所得等に係る課税方式等の見直しを行うこととした理由と見

直しにより影響を受ける人数の見込み等について

- ・省エネ改修を行った既存住宅に係る固定資産税の減額対象工事の拡充に係る工事件数の見込みについて
- ・登記事項証明書におけるDV被害者等の住所の取扱いを踏まえた対応を行うこととした背景とDV被害者等が住所に代わる事項についても記載を望まない場合の対応について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・三鷹市市税条例等の一部を改正する条例のあらまし

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、議案第27号について採決いたしました結果、本件については、全員異議なく原案を可決すべきものと決定いたしました。

#### 4 議案第28号 大沢野川グラウンド復旧工事請負契約の締結について

この議案は、大沢野川グラウンド復旧工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案されたものであります。

#### 5 議案第29号 三鷹都市計画道路3・4・7号（連雀通り）電線共同溝整備及び街路築造工事請負契約の締結について

この議案は、三鷹都市計画道路3・4・7号（連雀通り）電線共同溝整備及び街路築造工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案されたものであります。

#### 6 議案第30号 三鷹市立第五小学校大規模改修Ⅱ期工事請負契約の締結について

この議案は、三鷹市立第五小学校大規模改修Ⅱ期工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案されたものであります。

以上3件につきましては、一括して審査を進めました。

以上3件の審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・大沢野川グラウンド復旧工事における入札参加資格要件を満たす事業者数と工事手法の変更による工事金額への影響等について
- ・三鷹都市計画道路3・4・7号（連雀通り）電線共同溝整備及び街路築造工事請負契約が随意契約8号該当となった原因の分析と今後の工事の見通し等について
- ・三鷹市立第五小学校大規模改修Ⅱ期工事における資材高騰等による契約金額変更への対応及び本件工事による予防保全効果と耐震性への影響等について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・入札及び契約の過程並びに契約内容（大沢野川グラウンド復旧工事）
- ・入札及び契約の過程並びに契約内容（三鷹都市計画道路3・4・7号（連雀通り）電線共同溝整備及び街路築造工事）
- ・入札及び契約の過程並びに契約内容（三鷹市立第五小学校大規模改修Ⅱ期工事）

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、議案第28号、議案第29号、議案第30号についてそれぞれ採決いたしました結果、以上3件については、いずれも全員異議なく原案を可決すべきものと決定いたしました。

## 7 所管事務の調査について

ICT・DX（デジタルトランスフォーメーション）・地方分権・危機管理と市民サービスに関すること

本件については、なお調査の必要がありますので、議会閉会中の継続審査の議決をお願いいたします。